

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年1月9日

案件名	国民健康保険税率の見直しについて						
所管	健康福祉 局	生活福祉 部	保険企画 課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国民健康保険税率を改定することで、国民健康保険財政の収支改善を図るもの					
	効果測定指標	国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算				施策番号	
		R5	R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標		決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	〃		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	国民健康保険税率の改定案について 子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・平均税率7.4%の改定とする。 ・令和6年度は、子どもの均等割減額措置を実施する。

事案概要

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定()するとともに、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置について本市独自施策として対象年齢を拡大するもの
また、国保基金の財政調整機能の維持のため、一般会計から国保基金への積立を検討するもの
本年11月に神奈川県から示された仮係数に基づく令和6年度における本市の納付金額及び標準保険料率を踏まえて仮算定したもので、最終的な国民健康保険税率(案)は、令和6年1月に同県から示される確定値をもって決定するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	庁内調整						
	予算査定						
	国保運営協議会						
	議案上程等						
事業実施							

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(民生費)		100,000	100,000						
うち任意分		100,000	100,000						
特財									
国、県支出金		0	0						
地方債		0	0						
その他		0	0						
一般財源		100,000	100,000	0	0	0	0	0	
うち任意分		0	0						
捻出する財源 2		100,000	100,000						
一般財源抛出現込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0	
捻出する財源概要	国民健康保険財政調整基金(子どもの均等割減額措置について)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○						
	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
		パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R5.12.4 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、税制・債権対策課、健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立の検討 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。

備考	

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(12/8)

【国民健康保険税率の改定案について】

(総務法制課長) 2年に1回の改定を基本としつつ、3年間改定していない時期もあるなど、改定の要否について毎年大きな議論となっている。一般会計から基金への積立額は多くなるが、連続改定を見据えた中で、今回5%の改定を行うのが良いと考える。

(保険企画課長) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、不透明な状況があり改定を行うことが難しかった事情がある。

(総務法制課長) 均して毎年改定する方が議案としても説明がしやすいのではないかと1回据え置いて10%上げるとなると議論が噴出する。

○(財政課長) 8%の改定と合わせて一般会計から基金への積み立てを行うことを担当課案とした理由は何か。

(保険企画課長) 納付金上がり、現行税率と標準保険料率に基づき算出した1人当たりの保険税の乖離が前回の改定時よりも広がっていることから高い率の改定が必要であり、子どもの均等割減額措置をしつつ、一般会計から基金への積み立ても講じることで、今までにない、高い率での改定を実施させていただくという考えである。また、大きく改定することで、今後の収支の改善にもつながる。

○(財政課長) 財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。

(保険企画課長) 財政部門としては、令和6年度の積み立てが不要となるよう、不足する5,000万円を税率に入れ込むところが最低ラインということか。

(財政課長) そのとおりである。令和6年度の積み立てが不要となるよう改定した場合、令和7年度はどの程度の改定が必要となるのか。

(保険企画課長) 5%超の改定を行う場合、2年連続での改定は想定していない。被保険者負担を考えると、過去の最大の上げ幅である5%が2年連続で改定する場合の上限であり、2年連続で改定するか、5%超の改定を行うかのいずれかであると考え。

○(経営監理課長) 毎年5%の改定を行っていく場合、どのような想定となるのか。

(保険企画課長) 医療費は年々上がっているが、5%の改定をすれば、財政状況が改善していくことが見込まれ、いずれは2%や3%の改定で済む可能性がある。

(政策課長) 毎年上げていくという方針を示し、今は改定幅が広いが、安定してくれば、上限2%になるといったことが示せると良い。

(保険企画課長) 連続で上げたことがない中では、毎年改定を提示することは難しい。まずは、2年連続での改定を実施した実績を作るところがスタートとなると考える。

(政策課長) そうであるならば、ここで2年連続改定することに意味がある。

【子どもの均等割減額措置について】

○(財政課長) 推進プログラムの少子化対策の位置付けから外す理由は何か。いままで位置づけられていたものが激変緩和措置として捉えられることに違和感がある。

(保険企画課長) 国民健康保険税については、均等割負担により子育て世帯の負担が大きくなる制度設計であることから、そこに配慮した税率設定を行うという、国民健康保険税制度の枠組の中の一取組のためである。推進プログラムに継続して載せるべきだという議論があれば、それも検討すべきものであるが、一般会計から繰り入れる現行の制度に代わり、今後は国保財政調整基金を財源として実施する新しい制度を作るという考えである。

(政策課長) 前回は、地方創生臨時交付金の活用が見込まれたことから、推進プログラムに位置付ける整理とした経過があり、今回の制度設計が本来あるべきかたちと考える。

○(政策課長) 子どもの均等割減額措置を2年とする理由について、激変緩和期間を2年とするという説明もできるが、2連続改定を見据えていることから2年とすると筋が良いと考える。

【一般会計から国保基金への積立について】

○(財政課長) 財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。

○(総務法制課長) 基金繰入でも不足する5,000万円を埋める8%超の改定をした場合でも、基金は0円となる。税収入の見込が下回る可能性もあるか。

(保険企画課長) 令和5年度は見込より5億円下回っている。

(総務法制課長) 現実的には5億円以上の基金残高が必要となり、改定率も9%を超えてくることになるのか。

(保険企画課長) そうした状況から、基金への積み立てが必要なものと考えている。

(財政課長) 基金への積み立てができなかった場合、赤字繰入となるのか。

(保険企画課長) そのとおりである。

(財政課長) 2,500万円の交付金の活用もあるので、積立に関しては、別途議論させていただきたい。

(保険企画課長) 交付金については、調定額の5%以上の基金残高がある場合に、県から2,500万円が交付される。なお、3%以上5%未満で半分の1,250万円、1%以上から3%未満で500万円となる。積むタイミングとしては前年度末に基金残高があればよい。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

<p>決定会議の 主な議論 (12/13)</p>	<p>〔国民健康保険税率の改定案について〕 (財政部長) 財政推計について、子どもの均等割減額措置を実施することを前提として試算したもののか。 (保険企画課長) そのとおりである。 ○(総合政策・少子化対策担当部長) 保険税率について、一気に上げると、やはり高いという印象を持たれるので、先行きが見えないのであれば、5%など、コンスタントに改定を行う方が良いと考える。 (保険企画課長) そうした意見があることは承知しているが、担当課としては、令和6年度にある程度の幅で改定を実施しなければ、収支の改善が図られず、負担の先送りになることを懸念している。 (総務局長) 国保加入者に負担増を求めるに当たっては、それぞれの世帯でどれぐらいの負担増になるかの資料を示さなければ、議論はできないと思われる。 (保険企画課長) 資料を追加する。 (財政局長) 県から標準保険料率が示されているが、この保険料率で実施している自治体はあるのか。積み立てを検討する中では他自治体との比較も必要ではないか。 (保険企画課長) 標準保険料率については、一定程度自治体が目標にする指標であり、これに近づけていく努力は必要であるが、ここで一気にあげるのは難しい。近年の納付金の上昇によって一定程度上げる必要がある自治体があるとは聞いているが、具体的な数字は持っていない。これまでに赤字繰入は解消してきており、標準保険料率に近づけてきた経過がある。</p> <p>〔子どもの均等割減額措置について〕 ○(総合政策・少子化対策担当部長) 子どもの均等割減額措置については、本市独自の取組であるか。 (保険企画課長) 7歳から18歳については独自の取組となる。 (総合政策・少子化対策担当部長) 子育て教育まちづくりを掲げている本市としては、実施すべきと考える。 ○(財政局長) 子どもの均等割減額措置について、令和6、7年度の2か年行うとすると、税率改定を検討する2年後とタイミングが重なるので、同じ議論になると思われる。ならば、1年間として、来年度改めて検討するという考え方もあるのではないか。 (保険企画課長) 過去に2年措置したものを今回は1年とする説明は難しいと考える。また、5%を超える改定を行った場合には、2年連続の改定は行うべきでないという考えであるが、それは今年度の庁議で決定する事項でなく、あくまで来年度検討するものである。</p> <p>〔国保財政調整基金について〕 (財政部長) 赤字繰入について、過去の実績について教えていただきたい。 (保険企画課長) 令和2年度の決算時に赤字繰入を解消したが、それまでは恒常的に行っていた。 (財政部長) 国保会計は、一般会計からの繰入を前提に成り立ってきた状況なのか。 (保険企画課長) そうした面がある。近年、財政健全化方針を策定し、段階的に赤字を解消してきている状況である。 (財政部長) 国保財政調整基金について、国保会計の赤字が常態化している中において、剰余金を積み立てて運用するという想定はあったのか。それとも一般会計から繰り入れることを前提とした基金なのか。 (保険企画課長) 前提とまではいわないが、剰余金を積み立てて運用を可能とするためには、大幅な税率改定が必要となり、被保険者のうち3分の2が、世帯主の所得が200万円以下という状況にあっては、費用負担を考えると現実的ではない。 (財政部長) 財政部門として、一般会計から繰り入れることは、国保加入者でない者を含む市民72万人の税金から繰り入れるということであり、政策的な意思決定がなければ基金に積むという判断はできない。そうした中では、過去の前提や、国保会計に直接でなく、国保財政調整基金に一旦積む理屈について整理した上で議論する必要があると考える。 (財政局長) 条例上、基金の取り崩しについては定義されているのか。 (保険企画課長) 条例上、「国保事業に要する費用に充てるため」となっており、具体的な定義はされていないが、担当課としては、改定幅を抑える、当該年度の税込不足の補填を目的として取り崩すものと考えている。 ○(財政局長) 基金への積み立てについて、財政課といくらまでなら積むことができるか調整いただきたい。 継続審議とする。</p>
-----------------------------------	---

決定会議の
主な議論
(12/15)

【国民健康保険税率の改定案について】

(総務法制課長)国保加入者と国保加入者以外の公平性について、基金の繰り入れは一般財源から行うため、国保加入者以外の市民の税金を充てることになるが、どういった見解を持っているのか。

(保険企画課長)協会けんぽ、組合健保、共済組合の場合は労使折半であり、事業主が半分を持つことが原則となっているが、国保にはそれがなく、制度上大きく違う。また、現役時代に社保だった人がリタイアされ、最後のセーフティーネットとして入る形が多いことから、年齢は高く、平均所得は低く、医療費がかかるといった構造的な課題を持っており、それを市町村が担っている。そうした状況を踏まえると、福祉的な政策の面から、一般会計を財源として充てることに議論の余地がある。また、赤字繰入については、国が削減すべき方法として整理しているが、基金の積み立てについては認められた一つの方法である。

(総務法制課長)国保加入者内の公平性について、ある特定の層に厳しかったり、軽すぎたりといったことはないか。

(保険企画課長)標準保険料率を踏まえ、応能応益の割合は54:46としている。また、今回は、平均8.3%の増であるが、モデルケースで試算した場合、最大で9.8%の増であり、前回改定時と比べて差は少ない。

(総務法制課長)今回の8.3%増の税率案は、国保加入者が実際に払っていけるという判断のもとでの提案か。

(保険企画課長)国保においては、人の数に応じて増える均等割の負担が非常に大きく、子どもの均等割減額措置を講じることで、均等割の負担が重い子育て世帯に配慮した案になっている。

○(総合政策・少子化対策担当部長)改めて8.3%の改定案とした理由を伺う。

(保険企画課長)1人当たり納付金の額が非常に大きくなっており、一定程度高い率での改定が必要である中で、現時点の基金残高を最大限活用することで改定幅を抑える案が8.3%である。

【子どもの均等割減額措置について】

○(市長公室長)税率改定等について来年度改めて判断するとした場合、子どもの均等割減額措置について、現状2か年で提案しているが、1年間の実施という判断もあるか。

(保険企画課長)前回の改定時、5%の改定に加え、子どもの均等割減額措置を2年措置しており、今回8.3%の改定を行う中では、せめて前回と同様の2年を措置する必要があると考える。

(財政部長)今回の改定を行うに当たり、どういった措置をとるかの政策判断であり、来年度税率改定を検討することをもって来年度限りにする必要はないと考える。

(総合政策・少子化対策担当部長)子育て世代を対象とした制度であることを踏まえると、2年としたい。

(財政局長)前回の決定会議において、1年で考えた方がよいという意見を出したが、税率改定を来年はやらないことが決まっているような説明であったことから、その場合は、再来年の税率改定とタイミングが重なり、今回同様に子どもの均等割減額措置を辞める議論が難しくなるためである。来年も税率改定を検討するのであれば問題ないと思われる。

【国保財政調整基金について】

○(総合政策・少子化対策担当部長)基金を使い切った場合、その後の見通しはどのようなのか。

(保険企画課長)財政調整機能を失ってしまうため、一般会計から積立の検討をあわせて提案させていただいている。

(総合政策・少子化対策担当部長)国保制度の全体像の話の踏まえると、積立も必要であると思われる。

○(財政局長)一般会計から基金への繰入額について、対外的に説明できるとしたら、年度末の基金残高が8億円あれば、県から交付金2,500万円が得られるということである。

○(財政局長)後年についても、同様に基金の残高で税額改定を賄っていく考えか。

(保険企画課)先は予測できない部分があり、その考え方を基本にするものではない。今回は基金残高を活用しない場合、14.6%の改定が必要となる中で、全額活用する案としたものである。

○(財政部長)今回、基金残高見込の9.5億円を使う判断をした中で、来年度の残高をいくらにするか判断するとすれば、やはりインセンティブが働く8億円というのが最低限であると考えている。推進しなければならぬ施策が多くあり、また行財政構造改革プランがある中で、優先的に国保財政調整基金に繰入金を多く入れることは難しいと考える。また、令和7年度以降については、現状判断することはできないので、来年度改めて判断すべきものと考えている。

【国保制度について】

○(総合政策・少子化対策担当部長)国保の負担率が高くなる要因を資料に追加すると良い。

(保険企画課長)追加する。

○(財政局長)法定繰入は社保と比較した際に、事業主負担分と捉えられるのか。

(保険企画課長)考えられる。ただ、足りていないという状況である。

(財政局長)国の制度として構造的な課題があるのだと思うが、国に対し、法定繰入を増やすことなどは要望しているのか。資料の修正は、国などの公金が入っていても足りない、という表現がよいと考える。

(保険企画課長)構造的な課題については国保制度の大きなテーマであり、財政的な支援については毎年度要望しており、今後も継続していく。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

戦略会議の

主な議論

(12/21)

【国民健康保険税率の改定案について】

- (市長)8.3%改定とした理由は何か。
(保険企画課長)年度末見込の基金残高を最大限活用して改定率を抑えた場合、8.3%の改定が必要となる。
- (市長)今までの最高の改定率は5%であったが、ここでいきなり8.3%というのはどれほどの影響があるのか。
(保険企画課長)これまでの本市の改定率からすると最大となるが、ここ数年でもっとも高い納付金であった令和5年度においては、県内でも12%、16%を超えるモデルケースがでるような改定を行っている市もある。こうした状況から、これまでと同じような改定率では厳しいと考える。
(市長)これまで5%の税率改定で踏ん張ってきたというように感じており、今回はそれを超えて上げざるを得ない状況は理解した。
- (石井副市長)14.6%の税率改定が本来必要な中で、令和6年度は基金を充当しながら、8.3%で税率改定を行った場合、その差の6.3%について令和7年度も不足が生じることになるか。
(保険企画課長)そのとおりである。
(石井副市長)今後も不足が生じ、頻繁に改定する機会が出てくる中で、子どもの均等割減額措置を抱え続けることになる。いつかやめなければならないのであれば、高い改定率の時に、その上げ幅を削減するための原資として使うのも手であると考え。
- (石井副市長)現状と比較し、判断材料とするため、2年前に税率改定を行った際の推計資料を作成いただきたい。
承知した。
- (奈良副市長)単年度で8.3%の税率改定を行い、またすぐに枯渇し税率改定する可能性があるならば、今回は今までの最大である5.0%の税率改定とし、2か年で税率改定していくのが良いと考える。
(石井副市長)5%自体にはどこにも根拠がなく、他自治体の例を見ても、5%で止める必要はないと思われ、必要な分のうちのどれだけを負担として求めるかで議論すべきと考える。
- (総務局長)今回、介護保険料も3年に1回の見直しの時期を迎え、3月定例会議でおそらく増額改定になると思われる。介護保険料の動向を把握しているか。
(保険企画課長)把握していないが、後期高齢者医療制度は値上げの改定をする見込みであると聞いている。
(総務局長)3月定例会議に同時に議案として提案するものであるため、介護保険料の動きも捉えながら判断いただきたい。
- (市長)税率改定はやむを得ないと考えるが、他自治体との比較や、もう少し改定率を刻んだ資料、子どもの均等割減額措置を実施しない場合の資料等を作成いただき、判断することとしたい。

【子どもの均等割減額措置について】

- (市長)子どもの均等割減額措置について、約1億円かかるという話であるが、被保険者は均等割が減額されていることについて認識があるか。市独自の施策として伝わるよう工夫はしているか。
(生活福祉部長)広報紙や納税通知に封入しているしおり等による周知を行っているが、納税通知書に減額された金額が示されているのみなので、実感しにくいと感じている。
(保険企画課長)商工系の団体に話を伺う中では、独自の措置について非常に評価していただいております。ぜひ続けて欲しいという意見をいただいている。
- (市長)議会でも評価いただいた認識があるが、被保険者にとって実感しにくい制度だと思われるため、実施する場合は、伝わりやすく発信する方法を検討いただきたい。
- (市長)子どもの均等割減額措置がなくなる場合、子育て世代にかなりの影響が出ると思うが、どういった所得層が多いのか。
(生活福祉部長)43万円以下の世帯が34%、43万円を超えて200万円以下の世帯が32%、合わせて約7割の世帯が所得200万円以下に属している。
(市長)43万円で区切っている理由は何か。
(保険企画課長)法定で最大の7割軽減となるラインが43万円のためである。
- (市長)子どもの均等割減額措置をなくした場合、改定率はどれくらい変わるのか。
(保険企画課長)全体で0.7%程下がり、7.6%程となる。一方で、改定幅が2.0%程となる子育て世帯がでてくる。
- (市長)子どもの均等割減額措置をしている自治体は他にあるのか。
(保険企画課長)均等割や所得割の減額措置を行っている指定都市があると認識している。
- (石井副市長)子どもの均等割減額措置について、2年前に、2年間措置したものと承知しているが、継続することとした理由は何か。
(保険企画課長)単純な継続ではなく、これまで一般会計からの繰り入れという形で、総合計画の推進プログラムとして実施していたが、今後は財源を国保財政調整基金ベースに変え、実施するものである。
(石井副市長)原資は違うが、対象者は同じであり、継続のように思われる。そうした時に、2年間の措置とした中で、子どもの均等割減額措置を取らずに、改定率によってのみ不足を補う考えはなかったのか。
(保険企画課長)子育て世帯への影響について、改定税率2%程で済むのであれば、ここで子どもの均等割減額措置をやめたとしても、その影響を含めて10%増程度となるため検討の余地があるが、大きく全体の率を上げようとしている中では、子育て世帯の上り幅の大きさを考え、子どもの均等割減額措置を継続した上での税率設定がよいと考えたものである。
- (財政局長)決定会議において、税率を上げざるを得ないというときに、子育て世帯のところについては、軽減措置の延長をセットで実施する。それも1年ではなく、2年で実施してきたものをもう2年延長する方が説明しやすいとの議論があり、この案で付議している。

【国保制度について】

(市長)令和2年度に一般会計からの法定外繰入を解消したと承知しているが、現在はどのような運用となっているのか。

(健康福祉局長)一般会計からの法定外繰入については、赤字の位置づけとなるため、国からも削減するよう指導があることから、現在は国保財政調整基金を作り、基金からの繰り入れを行っている。

○(市長)平均年齢が54歳とあるが、人数構成もそのぐらいの年齢の方が多いのか。

(保険企画課長)リタイアされて年金暮らしの方が非常に多い。制度開始当初は、農林業や自営業の方が多かったが、現在は農林と自営業を合わせて約2割であり、残りは年金暮らしの方やパートやアルバイトなどの短時間被用者でほとんどを占めている。

(市長)平均年齢は上昇傾向か。

(保険企画課長)そのとおりである。

○(市長)国保の構造については大変大きな課題だと思っているが、国や県で新たな動きや方向性は出ていないのか。

(保険企画課長)今のところはない。平成30年度に財政の責任主体を都道府県にすると同時に、国として3,400億円の公金を投入してきている経過があるが、現状足りておらず、市としては財政的な支援を引き続き要望していく姿勢である。

○(財政局長)東京都は神奈川県と比較して財政的な支援が手厚く、以前は都内で保険料率が低い市があった。他自治体と比較する場合は、県内、特に税で実施しているところと比較するのが良いと考える。

継続審議とする。

国民健康保険税率の 見直しについて

令和6年1月9日

健康福祉局生活福祉部

保険企画課

1. 市町村国保の構造的な課題

【他の医療保険制度との比較】

出典：国民健康保険団体中央会資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数※1	1,716	1	1,388	85
加入者数※1	2,619万人	4,030万人	2,868万人	858万人
加入者平均年齢※2	54.0歳	38.4歳	35.5歳	32.9歳
前期高齢者「65歳～74歳」の割合※2	44.4%	8.0%	3.4%	1.4%
加入者一人当たり医療費※2	37.3万円	18.0万円	15.6万円	15.9万円
加入者一人当たり平均所得※2	89万円	166万円	232万円	245万円
加入者一人当たり平均保険料※2 <事業主負担込>	8.9万円	11.7万円 <23.5万円>	13.1万円 <28.7万円>	14.3万円 <28.6万円>
保険料負担率	10.0%	7.1%	5.7%	5.8%

【本市の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	34.3
43万円超～200万円以下	32.4
200万円超～400万円以下	15.5
400万円超～600万円以下	3.7
600万円超～900万円以下	1.5
900万円超	1.4
未申告	11.2

約
67%

※1 令和3年3月末時点(共済組合は令和2年3月末時点)

※2 令和2年度平均値(共済組合は令和元年度平均)

※令和5年度当初賦課

※国保では「配偶者」や「子」等の被扶養者に対しても保険税が賦課される

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い

- 国・県・市から公費負担されているにもかかわらず、**保険料負担率が高い**

2. 令和6年度 国保事業費納付金(未確定)

➤ 仮係数に基づく令和6年度納付金(実質額)は、**201億5,800万円**

- ・ 昨年度と比べて 1人当たり **5,852円 増加**
- ・ 令和4年度と比べ 1人当たり **18,266円 増加(+13.1%)**

※ R4はH30(=直近の改定年度)と比べ、1人当たり9,901円増加(+7.6%)➡5.0%の改定を行ったもの

年度（通知時期）		納付金額	被保険者数	1人当たり納付金
R4	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月11日)	201億9,100万円	144,421人	139,802円 (+5.5%)
R5	確定係数に基づく納付金 (令和5年1月11日)	212億7,300万円	139,754人	152,216円 (+8.9%) 過去最大の伸び
R6	仮係数に基づく納付金 (令和5年11月21日) ➡ 令和6年1月上旬頃、確定係数 に基づく納付金の通知がある	201億5,800万円	127,527人	158,068円 (+3.8%)
	対前年度比	▲11億1,500万円	▲12,227人	+5,852円

3. 令和6年度 標準保険料率

※仮係数による算定

現行税率と標準保険料率の乖離

区分	医療分	後期分	介護分
所得割 (現行との差)	6.91% (+0.86pt)	2.91% (+0.61pt)	2.53% (+0.38pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
均等割 (現行との差)	29,131円 (+3,631円)	11,968円 (+1,968円)	12,883円 (+3,383円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
平等割 (現行との差)	18,416円 (+1,416円)	7,566円 (+1,566円)	6,246円 (+246円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円

1人当たり約16,100円
(15.36%)の乖離

1人当たり調定額の比較

区分	医療分	後期分	介護分	全体
標準保険料率 (現行との差)	77,669円 (+12.39%)	32,039円 (+22.22%)	33,476円 (+17.93%)	121,085円 (+15.36%)
現行税率	69,106円	26,214円	28,385円	104,966円

○ 介護分は介護2号被保険者1人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

4. 令和6年度 歳入不足見込額の算定（現行税率の場合）

（単位：百万円）

歳入	予算見込額
国民健康保険税	13,446
現年度分	12,464 ①
滞納繰越分	982
保険給付費等交付金	47,506
普通交付金分	46,430
特別交付金分	1,076
繰入金	5,100
法定繰入金	4,256
法定外繰入金	844
決算補填等目的	0
その他	844
基金繰入金	0 ②
繰越金	160
諸収入等	425
歳入合計	66,637

歳出	予算見込額
総務費	827
保険給付費	46,815
国保事業費納付金	20,313
医療給付費分	13,548
後期高齢者支援金等分	4,959
介護納付金分	1,806
保健事業費	714
諸支出金等	170
予備費	10
歳出合計	68,849

約22億円
の歳入不足

税率改定のみで賄う場合

平均14.6%※の
税率改定が必要

① 令和6年度 賦課限度額の引き上げ
(104→106万円)に伴う財政効果
約2,000万円を含む

② 基金からの繰入れをしない場合

※改定に伴った繰入金増額による低減効果を見込む。

5. 予算編成に当たっての考え方

- R5 税率の維持や、医療費の増加等を要因とした R6 国保事業費納付金の増加により、約 22 億円の歳入不足が見込まれるため、税率改定が必要となる
- 子どもの均等割減額拡大措置は R5 で終了するため、税率改定と合わせて大幅な負担増が見込まれる子育て世帯への負担軽減及び激変緩和措置の検討が必要となる
- R5 税率を維持したことにより、大幅な国保基金の取り崩しを見込んでいる

- ① 収支改善のための大幅な税率改定
- ② 子育て世帯の大幅な負担増を緩和するための R6 以降の子どもの均等割減額措置
- ③ R7 以降も見越した国保基金の財政調整機能維持のための一般会計から国保基金への積立の検討

【参考：過去の税率改定】

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
+4.2%	なし	なし	+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%	なし

6. 子どもの均等割減額措置について

未就学児を対象に均等割を5割減額する制度を、本市独自に対象を18歳まで拡大する取組※として令和6年度以降も実施し、負担の重い子育て世帯に対する負担軽減を実現するもの

※ 令和4・5年度に実施し、6年度以降の継続については検討を行うこととしているもの

【減額措置が無くなった場合の保険税額の上昇例】

仮に+10%の改定をした場合

世帯区分	所得	子ども減額ありの税額	子ども減額なしの税額(伸び率)	税額改定後(伸び率)
35歳夫婦+子1人	200万円	220,400円	234,600円(+6.4%)	258,000円(+17.1%)
35歳夫婦+子2人	400万円	427,500円	463,000円(+8.3%)	509,300円(+19.1%)

【(参考)令和5年度保険税率】

保険税 (年税額)	医療分 (全員)	後期分 (全員)	介護分 (40~64歳)
所得割	6.05%	2.3%	2.15%
均等割 (1人当たり)	25,500円	10,000円	9,500円
平等割 (1世帯当たり)	17,000円	6,000円	6,000円

減額措置が無くなった場合は、「減額なし」の税額(保険税上昇後の税額)から、更に上乘せする形で税率改定をすることとなる。

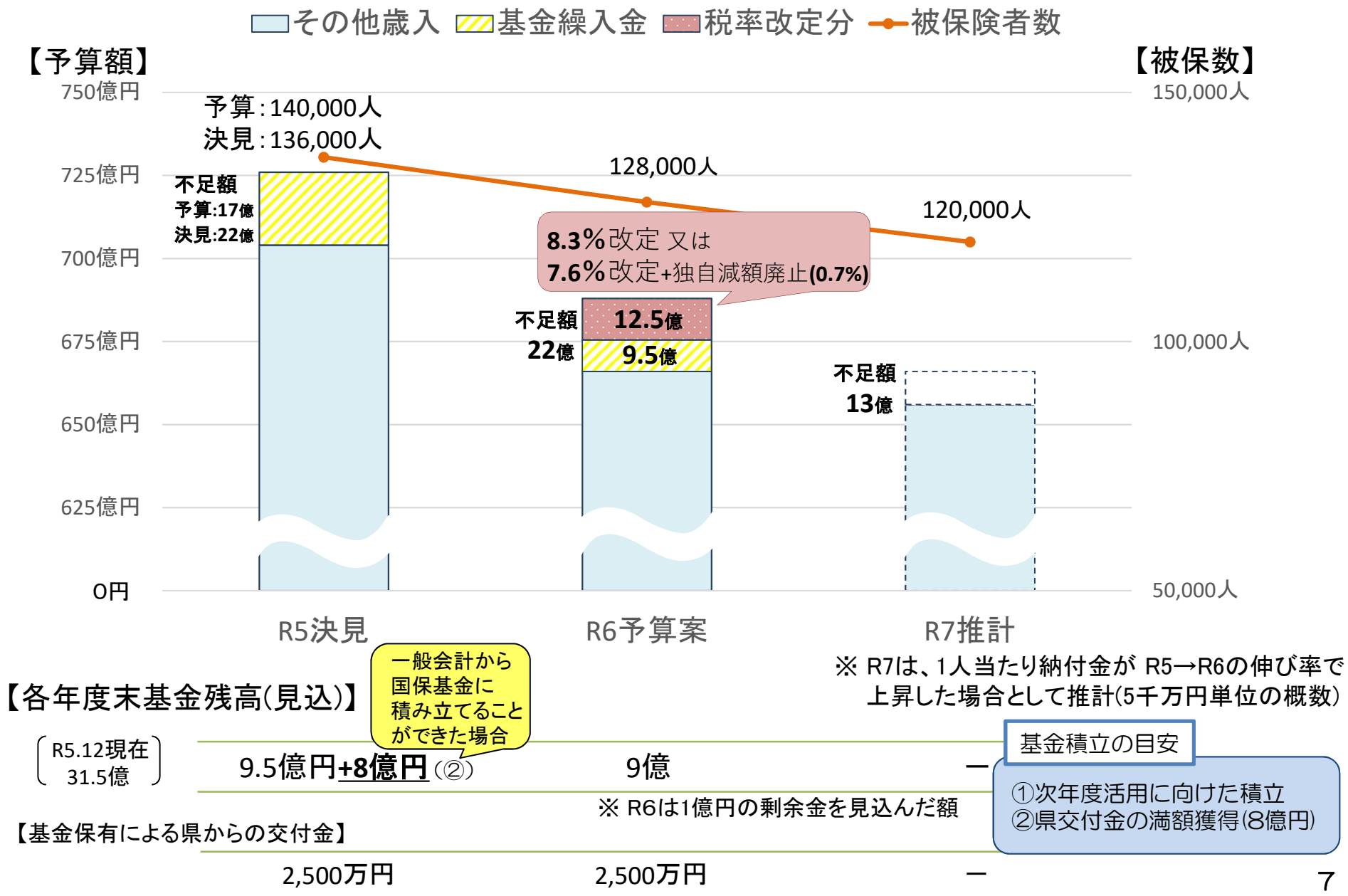
税率を上げなければならない場合においては、負担軽減及び激変緩和措置が必要ではないか。

【対象】 全世帯の7~18歳 (市内約7,900人)

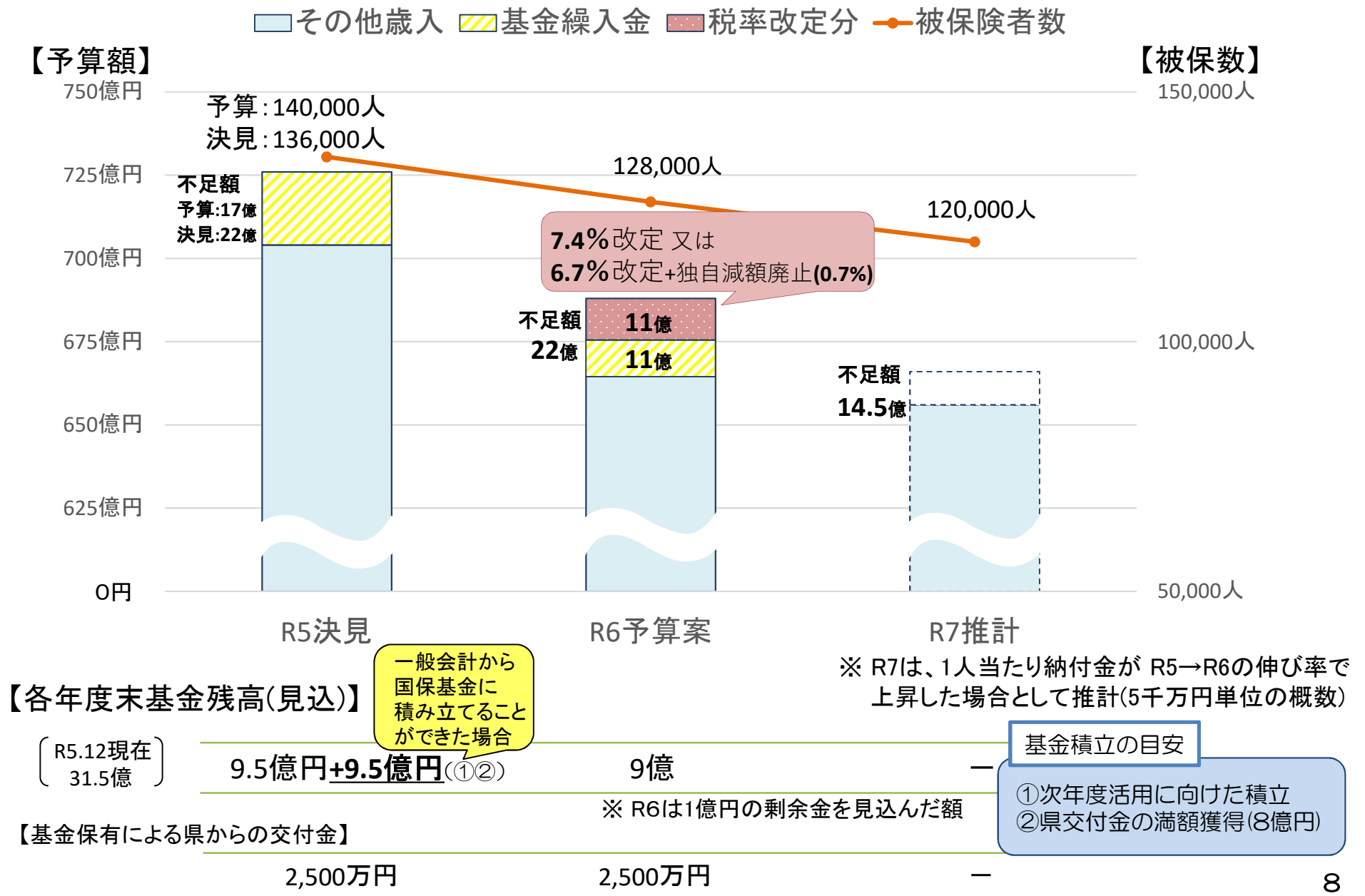
【実施期間】 令和6・7年度 (令和8年度以降は別途検討)

【経費】 約1億円/年 → これまでは総合計画推進プログラムとして、一般会計繰入金で措置してきたが、今後は国保財政調整基金を財源として実施

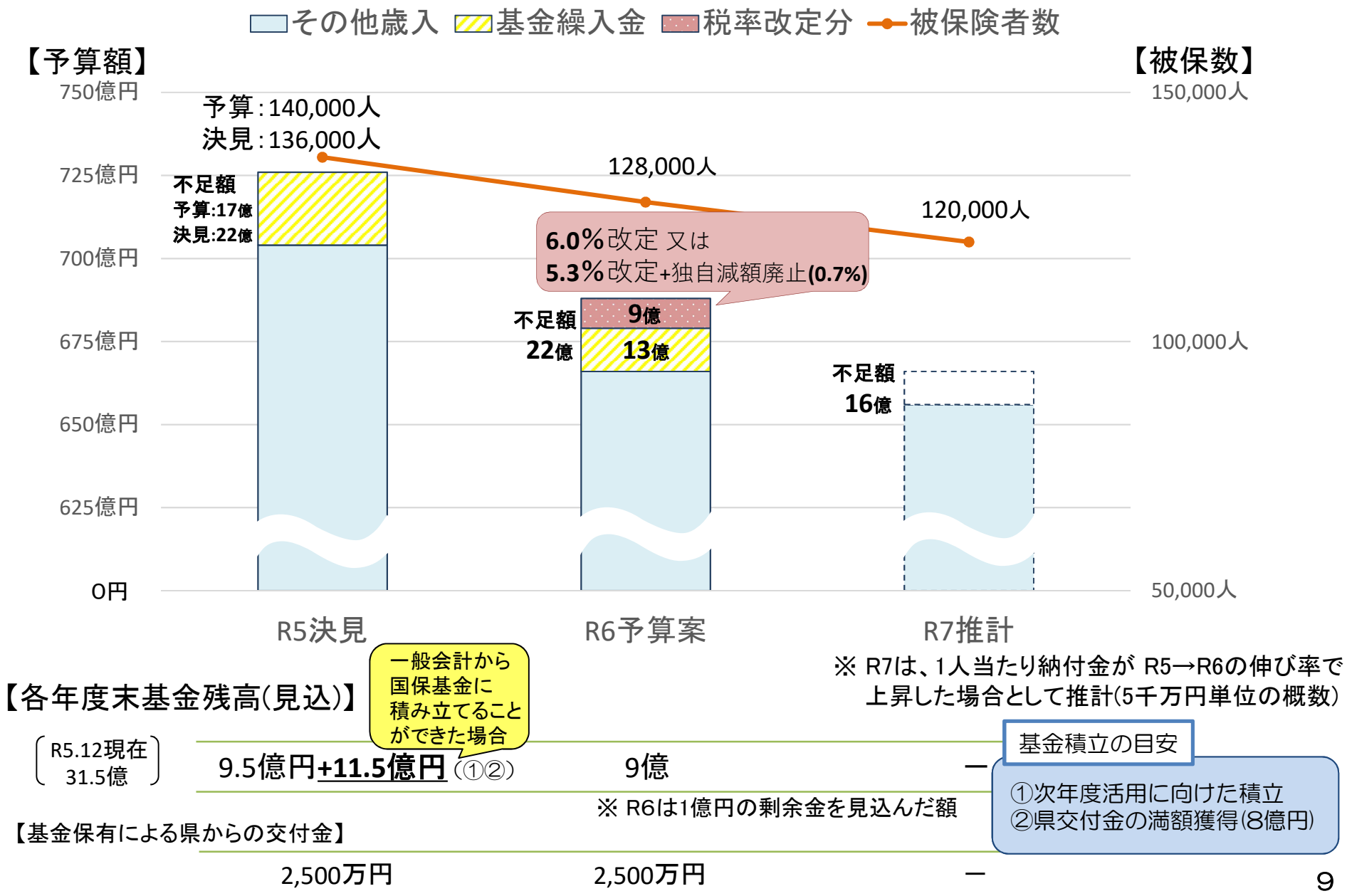
7. 財政推計 R6年度に基金を最大限活用する場合 (基金への積立をする場合) 【8.3%】



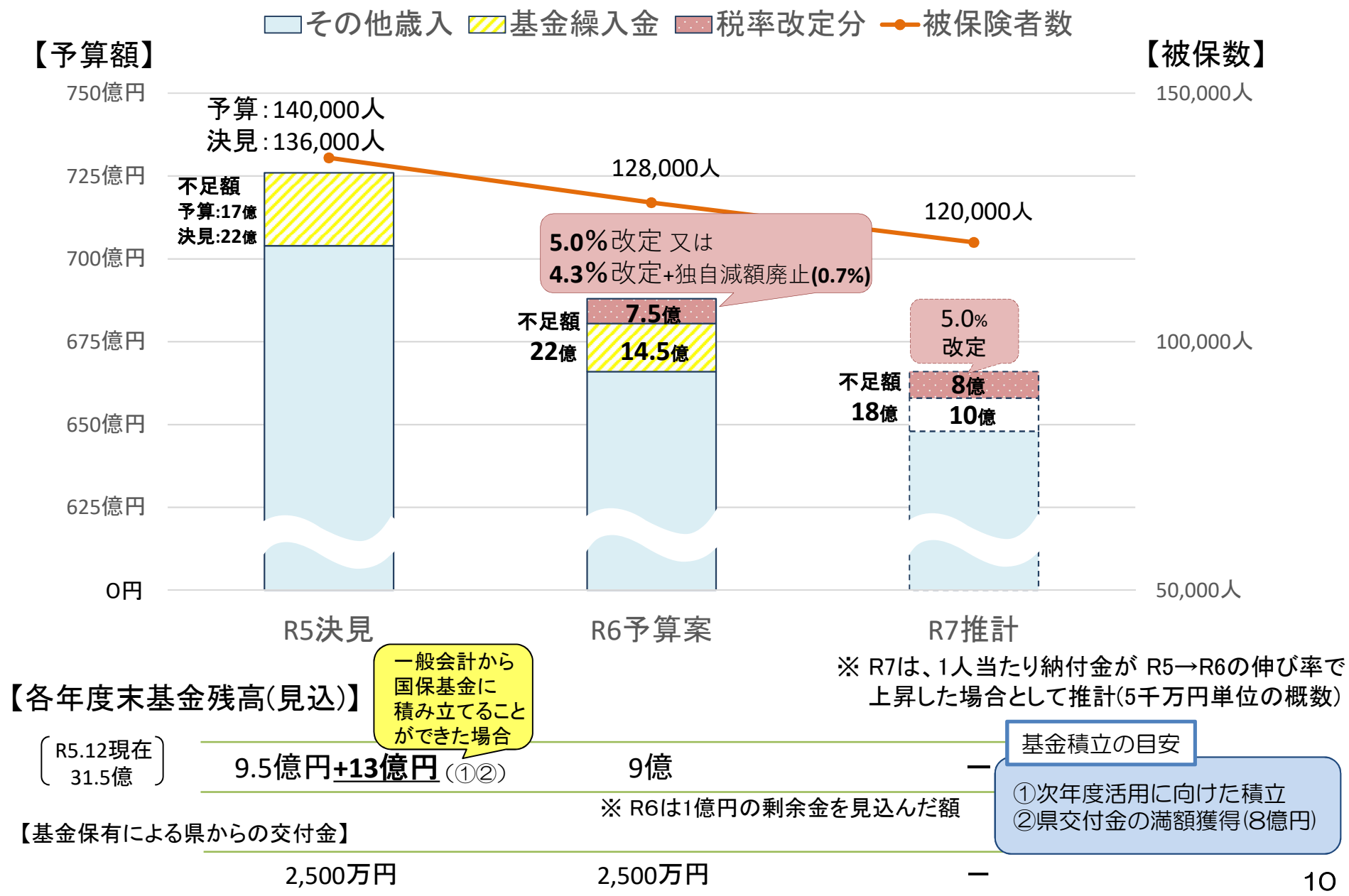
8. 財政推計【参考1】 不足額の半分程度を収支改善する場合（基金への積立をする場合）【7.4%】



9. 財政推計【参考2】 6.0%改定の場合



10. 財政推計【参考3】 単年度の改定率の上限を5.0%とした場合(基金への積立をする場合)



11. パターン別税率改定案【8.3%、7.4%】

税率設定に当たっての考え方

- 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の割合は、標準保険料率の水準（54：46）をベースとする。
- 標準保険料率と現行税率の各項目の乖離を踏まえた見直しを行う。

8.3%
改定案

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.45%	2.70%	2.40%
均等割	27,500円	11,000円	11,000円
平等割	17,500円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 113,678円(+8.3%)		

7.6%改定
+独自減額
廃止(0.7%)

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.40%	2.70%	2.35%
均等割	27,400円	11,000円	11,000円
平等割	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 113,678円(実質+8.3%)		

7.4%
改定案

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.40%	2.70%	2.32%
均等割	27,000円	11,000円	11,500円
平等割	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 112,719円(+7.4%)		

6.7%改定
+独自減額
廃止(0.7%)

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.35%	2.70%	2.30%
均等割	26,500円	11,000円	11,500円
平等割	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 112,719円(実質+7.4%)		

12. パターン別税率改定案【6.0%、5.0%】

税率設定に当たっての考え方

- 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の割合は、標準保険料率の水準（54：46）をベースとする。
- 標準保険料率と現行税率の各項目の乖離を踏まえた見直しを行う。

6.0%
改定案

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.30%	2.65%	2.30%
均等割	26,500円	11,000円	11,000円
平等割	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 111,274円(+6.0%)		

5.3%改定
+独自減額
廃止(0.7%)

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.30%	2.60%	2.25%
均等割	26,500円	10,500円	11,000円
平等割	17,000円	7,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 111,274円(実質+6.0%)		

5.0%
改定案

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.25%	2.60%	2.28%
均等割	26,500円	11,000円	10,500円
平等割	17,000円	6,500円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 110,256円(+5.0%)		

4.3%改定
+独自減額
廃止(0.7%)

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.20%	2.60%	2.25%
均等割	26,000円	11,000円	10,500円
平等割	17,000円	6,500円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 【案】 110,256円(実質+5.0%)		

13. モデルケース① (39歳以下又は65歳以上 (介護分なし) の 単身世帯 の場合)

● 子どもの均等割減額措置を あり とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			5.0%改定	6.0%改定	7.4%改定	8.3%改定
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	+700円 (+4.0%)	+900円 (+5.1%)	+1,100円 (+6.3%)	+1,400円 (+8.0%)
100万円	軽減なし	106,000円	+5,400円 (+5.1%)	+6,500円 (+6.1%)	+7,700円 (+7.3%)	+9,000円 (+8.5%)
200万円		189,500円	+10,400円 (+5.5%)	+12,500円 (+6.6%)	+15,200円 (+8.0%)	+17,000円 (+9.0%)
400万円		356,500円	+20,400円 (+5.7%)	+24,500円 (+6.9%)	+30,200円 (+8.5%)	+33,000円 (+9.3%)

● 子どもの均等割減額措置を なし とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			4.3%改定	5.3%改定	6.7%改定	7.6%改定
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	+600円 (+3.4%)	+700円 (+4.0%)	+900円 (+5.1%)	+1,200円 (+6.9%)
100万円	軽減なし	106,000円	+4,600円 (+4.3%)	+5,700円 (+5.4%)	+6,900円 (+6.5%)	+8,100円 (+7.6%)
200万円		189,500円	+9,100円 (+4.8%)	+11,200円 (+5.9%)	+13,900円 (+7.3%)	+15,600円 (+8.2%)
400万円		356,500円	+18,100円 (+5.1%)	+22,200円 (+6.2%)	+27,900円 (+7.8%)	+30,600円 (+8.6%)

14. モデルケース② (39歳以下又は65歳以上 (介護分なし) の夫婦2人世帯の場合)

● 子どもの均等割減額措置を あり とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			5.0%改定	6.0%改定	7.4%改定	8.3%改定
43万円(以下)	7割軽減	28,200円	+1,300円 (+4.6%)	+1,500円 (+5.3%)	+1,800円 (+6.4%)	+2,200円 (+7.8%)
100万円	5割軽減	94,500円	+5,100円 (+5.4%)	+6,000円 (+6.3%)	+7,200円 (+7.6%)	+8,300円 (+8.8%)
200万円	軽減なし	225,000円	+12,400円 (+5.5%)	+14,500円 (+6.4%)	+17,700円 (+7.9%)	+20,000円 (+8.9%)
400万円		392,000円	+22,400円 (+5.7%)	+26,500円 (+6.8%)	+32,700円 (+8.3%)	+36,000円 (+9.2%)

● 子どもの均等割減額措置を なし とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			4.3%改定	5.3%改定	6.7%改定	7.6%改定
43万円(以下)	7割軽減	28,200円	+1,000円 (+3.5%)	+1,200円 (+4.3%)	+1,500円 (+5.3%)	+2,000円 (+7.1%)
100万円	5割軽減	94,500円	+4,300円 (+4.6%)	+5,200円 (+5.5%)	+6,400円 (+6.8%)	+7,600円 (+8.0%)
200万円	軽減なし	225,000円	+10,600円 (+4.7%)	+12,700円 (+5.6%)	+15,900円 (+7.1%)	+18,500円 (+8.2%)
400万円		392,000円	+19,600円 (+5.0%)	+23,700円 (+6.0%)	+29,900円 (+7.6%)	+33,500円 (+8.5%)

15. モデルケース③ (40~64歳 (介護分あり) の夫婦 + 子1人の3人世帯の場合)

● 子どもの均等割減額措置を あり とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			5.0%改定	6.0%改定	7.4%改定	8.3%改定
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	+2,200円 (+5.4%)	+2,600円 (+6.3%)	+3,300円 (+8.0%)	+3,500円 (+8.5%)
100万円	5割軽減	128,100円	+7,300円 (+5.7%)	+8,800円 (+6.9%)	+10,900円 (+8.5%)	+11,900円 (+9.3%)
200万円	2割軽減	274,100円	+15,900円 (+5.8%)	+19,100円 (+7.0%)	+23,400円 (+8.5%)	+26,000円 (+9.5%)
400万円	軽減なし	511,500円	+29,900円 (+5.8%)	+35,800円 (+7.0%)	+44,000円 (+8.6%)	+49,400円 (+9.7%)

● 子どもの均等割減額措置を なし とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			4.3%改定	5.3%改定	6.7%改定	7.6%改定
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	+7,400円 (+18.0%)	+7,800円 (+19.0%)	+8,600円 (+21.0%)	+9,100円 (+22.2%)
100万円	5割軽減	128,100円	+15,500円 (+12.1%)	+16,800円 (+13.1%)	+19,200円 (+15.0%)	+20,500円 (+16.0%)
200万円	2割軽減	274,100円	+28,500円 (+10.4%)	+31,300円 (+11.4%)	+36,300円 (+13.2%)	+39,200円 (+14.3%)
400万円	軽減なし	511,500円	+44,400円 (+8.7%)	+49,500円 (+9.7%)	+59,000円 (+11.5%)	+64,200円 (+12.6%)

16. モデルケース④ (40~64歳 (介護分あり) の夫婦 + 子2人の4人世帯の場合)

● 子どもの均等割減額措置を あり とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			5.0%改定	6.0%改定	7.4%改定	8.3%改定
43万円(以下)	7割軽減	46,300円	+2,500円 (+5.4%)	+3,000円 (+6.5%)	+3,800円 (+8.2%)	+4,100円 (+8.9%)
100万円	5割軽減	137,000円	+7,700円 (+5.6%)	+9,300円 (+6.8%)	+11,400円 (+8.3%)	+12,600円 (+9.2%)
200万円	2割軽減	288,300円	+16,700円 (+5.8%)	+19,900円 (+6.9%)	+24,400円 (+8.5%)	+27,200円 (+9.4%)
400万円	軽減なし	529,200円	+31,000円 (+5.9%)	+36,900円 (+7.0%)	+45,300円 (+8.6%)	+50,900円 (+9.6%)

● 子どもの均等割減額措置を なし とした場合

所得		現行税率	増減額 (伸び率)			
			4.3%改定	5.3%改定	6.7%改定	7.6%改定
43万円(以下)	7割軽減	46,300円	+13,200円 (+28.5%)	+13,700円 (+29.6%)	+14,600円 (+31.5%)	+15,300円 (+33.0%)
100万円	5割軽減	137,000円	+25,100円 (+18.3%)	26,500円 (+19.3%)	+29,000円 (+21.2%)	+30,800円 (+22.5%)
200万円	2割軽減	288,300円	+43,900円 (+15.2%)	+46,700円 (+16.2%)	+52,100円 (+18.1%)	+55,700円 (+19.3%)
400万円	軽減なし	529,200円	+63,700円 (+12.0%)	+68,800円 (+13.0%)	+78,800円 (+14.9%)	+84,900円 (+16.0%)

17. モデルケースによる他市との保険税額の比較

● 39歳以下又は65歳以上（介護分なし）の単身世帯（世帯構成で最も多いパターンを抜粋）

所得	令和5年度税額（本市との比較）【R4赤字繰入なし】					
	本市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	小田原市
43万円 （以下）	17,500円 —	20,000円 （+14%）	19,400円 （+11%）	20,100円 （+15%）	18,600円 （+6%）	17,400円 （▲1%）
100万円	106,000円 —	119,700円 （+13%）	120,500円 （+14%）	122,500円 （+16%）	108,700円 （+3%）	112,400円 （+6%）
200万円	189,500円 —	212,600円 （+12%）	218,300円 （+15%）	219,700円 （+16%）	190,300円 （0%）	207,300円 （+9%）
400万円	356,500円 —	398,400円 （+12%）	413,900円 （+16%）	414,100円 （+16%）	353,500円 （▲1%）	397,100円 （+11%）

所得	令和5年度税額（本市との比較）【R4赤字繰入あり】					
	本市	横浜市	川崎市	藤沢市	大和市	鎌倉市
43万円 （以下）	17,500円 —	14,300円 （▲18%）	15,500円 （▲11%）	18,600円 （+6%）	16,200円 （▲7%）	17,500円 （0%）
100万円	106,000円 —	106,800円 （+1%）	107,300円 （+1%）	112,700円 （+6%）	100,400円 （▲5%）	116,700円 （+10%）
200万円	189,500円 —	209,800円 （+11%）	204,300円 （+8%）	201,100円 （+6%）	181,900円 （▲4%）	218,400円 （+15%）
400万円	356,500円 —	415,800円 （+17%）	398,300円 （+12%）	377,900円 （+6%）	344,900円 （▲3%）	421,800円 （+18%）

※各市の税率に基づいて本市が試算したもの

18. モデルケースによる他市との税(料)率改定状況(R4→R5)一覽

- 39歳以下又は65歳以上（介護分なし）の単身世帯（世帯構成で最も多いパターンを抜粋）

所得	R4→R5の増減額（伸び率）【R4赤字繰入なし】					
	本市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	小田原市
43万円 （以下）	改定なし	+400円 （+2.0%）	+1,800円 （+10.2%）	+1,500円 （+8.1%）	+100円 （+0.5%）	改定なし
100万円		+6,200円 （+5.5%）	+7,500円 （+6.6%）	+11,600円 （+10.5%）	+2,300円 （+2.2%）	
200万円		+14,900円 （+7.5%）	+10,400円 （+5.2%）	+23,200円 （+11.8%）	+5,400円 （+2.9%）	
400万円		+32,300円 （+8.8%）	+17,100円 （+4.3%）	+46,400円 （+12.6%）	+11,600円 （+3.4%）	

所得	R4→R5の改定状況【R4赤字繰入あり】					
	本市	横浜市	川崎市	藤沢市	大和市	鎌倉市
43万円 （以下）	改定なし	+700円 （+5.1%）	+1,000円 （+6.9%）	+1,400円 （+8.1%）	改定なし	+900円 （+5.4%）
100万円		+5,500円 （+5.4%）	+6,600円 （+6.6%）	+6,800円 （+6.4%）		+12,200円 （+11.7%）
200万円		+10,800円 （+5.4%）	+11,800円 （+6.1%）	+10,400円 （+5.5%）		+27,700円 （+14.5%）
400万円		+21,400円 （+5.4%）	+22,200円 （+5.9%）	+17,600円 （+4.9%）		+58,700円 （+16.2%）

※各市の税率に基づいて本市が試算したもの

19. 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	11月	<ul style="list-style-type: none"> 納付金・標準保険料率の試算（県から通知） 仮係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 庁議
令和6年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 納付金・標準保険料率の確定（県から通知） 確定係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定 ※仮係数に基づく税率（案）から変更があった場合は個別説明 市長説明・諮問の決裁
	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 市国民健康保険運営協議会に「令和6年度保険税率（案）」を諮問
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 同協議会から答申 令和6年度保険税率（案）の決定（市長決裁）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 改正条例案について正副議長説明（＋会派説明） 改正条例案を市議会に提案
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会定例会議において採決
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 改正条例の施行

令和6年1月9日

1 国民健康保険税率の見直しについて

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

(市長) 子どもの均等割減額措置について2年間実施したが、市民からはどのような声があがっているか。

(保険企画課長) 2つの団体と懇談という形式で意見交換をした中では、「非常に評価しており、恒久的に実施してほしい」との声をいただいた。市民からの直接の声としては、無い状況である。

(市長) 令和6年度に実施しない場合は、市民に対してどのように説明するのか。

(保険企画課長) 前は国の交付金を活用することができたが、今回はできないことや、集めた財源を子育て世帯に特化せず、幅広い層に効果を及ぼすことができるといった説明を行う。

(市長) 指定都市、近隣市で子どもの減額措置を実施している市はあるか。

(保険企画課長) 指定都市や県内自治体でも所得割や均等割の減額措置を実施しているところがある。

(市長) 令和5年度の他市の改定状況について、所得階層によってばらつきがあるが、おおむね7～8%の改定が行われた状況か。

(保険企画課長) 他市においては、平均何%改定という数字をもっていない場合もあり、あくまでモデルケースで算出した数値であるため、そうであると言い切ることにはできないが、納付金が大きく上がったタイミングであるため、その影響を大きく受けている。

(市長) 国民健康保険に係る財政は厳しい環境に置かれており、各自治体が悩んで実施するには限界を迎えている。国や県で大きな動きはないのか。

(保険企画課長) 国は平成30年度に財政の責任主体を都道府県とし、3,400億円の公金を投入しており、当時と比べ、国民健康保険の加入者も減っている状況ではあるが、3,400億円を堅持するよう要望し、維持されている状況がある。さらに、構造に対する抜本的な要望もしていかなければならないと考えている。

(石井副市長) 子どもの均等割減額措置について、50%の減額としているが、その率を上げたり下げたりすることは、法的に、またシステムの問題はないのか。

(保険企画課長) 法的には問題ないが、システム改修期間の確保や、改修費用を考えるとメリットは少ないと考える。

(総務局長) 子どもの均等割減額措置について、制度の案内をする際に、減額するといくら、しない場合はいくらといった案内はしたのか。

(保険企画課長) していない。

(総務局長) 令和4年度に減額措置をした結果、前年よりマイナスになる世帯はあったのか。

(保険企画課長) わずかにあったが、ほとんどは増額であった。

(財政担当部長) 国保財政調整基金の8億円を維持するというベースがあり、不足分の半分を税率改定、半分以上を基金で補うという判断であれば良いと考える。

(財政局長) 不足分を8.3%の税率改定で補うということで議論してきたが、そこまで上げることはできないという判断の中で、税率改定と基金の投入の半々でということであれば理由はつくとも考える。

(総務局長) 子どもの均等割減額措置について、残した方が子育て世帯への影響幅は少なく、また、国保制度の構造として課題がある中では、残した方が良いと考える。

(総合政策・少子化対策担当部長) 子どもの均等割減額措置について、他市では恒久的な措置としているが、今回は2か年の提案か。

(保険企画課長) 前回措置した2か年を今回も提案させていただいている。

(石井副市長)減額措置については、実施するとしても1年と考える。まず、どれだけ改定しなければならないかという議論があり、その影響が大きいことから、何かしらの措置を取るという考え方であり、この場で2か年同じ措置を取ると決めるものではないと考える。

(総合政策・少子化対策担当部長)モデルケースをみた印象として、減額措置は残すべきものと考えます。

(大川副市長)減額措置をやめるとした際の子育て世帯への影響は大きく、継続すべきと考えます。減額措置について意見をいただきたい。

(中央区長)金額をみた純粋な印象として、減額措置をやめることの影響は大きいと感じている。

(教育長)子育て世帯にやさしい相模原として継続を望む。

(南区長)減額措置をやめるとかなり金額が上がリ、対象世帯は苦しくなると思われる。

(緑区長)所得層の低い子育て世帯の上げ率が高いので、子育て世帯への支援を前面に打ち出している本市としては、減額措置をやめる説明はしにくいと感じる。

(市長公室長)子育てするなら相模原というのは市全体の話であって、この制度は国民健康保険加入世帯の一部を対象者としたものであり、子育て支援とは分けて考えるべきである。一部の世帯に毎年1億円をかけていく事業であるので、金額が上がるからという視点のみによらず、慎重な議論が必要であると考えます。

(石井副市長)税率改定については、税率改定と基金の半々で対応するというところで、7.4%で説明ができると考えている。また、それ以上の8%、9%という税率改定は現実的ではないと考えている。

(財政局長)市民から子どもの均等割減額措置に対する声が上がっているかという問いに対し、団体からしかないとなると、それしかないという印象になってしまう。また、前は個別の制度周知をしていないという回答であり、インパクトを与えられていない印象である。この制度を実施すると、他の国民健康保険の加入者に負担がかかることにもなるので、制度を残していくのであれば、例えば、子育て世帯が住みやすいと感じてもらえるようにこういったアナウンスをしていくというような説明がほしい。

(保険企画課長)子育て世帯に特化したツール、例えばアプリなどを使用し、効果的な方法を考えていきたい。

(市長)子どもの均等割減額措置については、市民からの評価の声が直接届いている状況ではないが、物価高や原油高で生活が困窮しているという状況を踏まえ、令和6年度については実施することとし、令和7年度の実施については改めて判断することとする。税率については、7.4%とすることとしたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

以上